

男女共同参画に関するミニコラム Vol.10

～ 学校教育における人権教育 ～



しむら まさみ
執筆 志村 雅巳 さん

(第10期羽村市男女共同参画推進会議委員、羽村市教育委員会指導主事)

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」、子どもたちにも分かりやすい言葉で人権尊重の理念を表すとしたら、このような言葉になります。

では、子どもたちは自分を大切に、他の人を大切にしているでしょうか。残念ながら、子どもだけでなく、大人の社会でも偏見や差別から生じるいじめなどの問題が起きています。また最近では、インターネットを利用した人権侵害が、子どもだけでなく誰にとっても身近な問題になってきており、さまざまな機会や観点からの人権教育を、より一層充実させることが求められています。

さて、学校ではどのように人権教育を進めていると思いますか。道徳の授業や学級指導をイメージする方が多いと思いますが、答えは「すべての教育活動」です。教員は、日々の各教科などの学習、休み時間や給食中の指導、運動会や合唱コンクールなどの学校行事でも、子どもたちに対して人権の尊重や男女平等などの大切さを伝えています。そのような指導を通して、すべての子どもたちが「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるよう、人権教育を進めています。

人権教育の目標や取組みの重点は各学校の子どもたちの実態などにより異なります。お子さんの通う学校がどのような取組みを行っているのか、教員がどのように子どもたちを指導して、どのような言葉を掛けているのかを、先に挙げた学校行事だけではなく、ぜひ学校公開などの機会を通じて確かめていただければと思います。

保護者の方や地域の方に関心を持ってもらえることが、学校での人権教育をさらに充実させるためには大切なのです。

羽村市企画政策課企画政策担当
電話：042-555-1111（内線314）
ファクス：042-554-2921
メール：s101000@city.hamura.tokyo.jp